

奨学のための給付金 新入学生に対する一部前倒し給付

制度の概要

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費等）を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「奨学のための給付金（通常給付）」を給付します。

早期の給付を希望される新入学生の保護者等の方に対し、前倒しで給付（4月～6月分（年額の四分の一）を給付）を行います。

対象となる方 次の1～3の資格をすべて満たす世帯（前倒し給付は太枠内）

資格要件	前倒し給付	通常給付
1 保護者等が富山県に居住している世帯	基準日 R7.4.1 令和6年度 所得割額	基準日 R7.7.1 令和7年度 所得割額
2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯		
3 保護者等が基準日に生活保護法第36条の規定による正業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯」又は「該当年度の保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円の世帯」 専攻科は「保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計が100円以上～105,500円未満である世帯（以下「年収約270万円以上～約380万円未満世帯」という。）と「扶養する子どもが3人以上であり保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計が105,500円以上～264,500円未満である世帯（以下「多子世帯」という。）」も対象		

※富山県内の国公立の高等学校等に在籍し、保護者等が富山県外に住んでいる場合は、保護者等がお住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。

申請方法・提出期限等

【申請方法】・・・申請書類一式を富山県教育委員会県立高校課へ提出してください。

【提出期限】・・・令和7年7月31日（木）※期限厳守

・前倒し給付を希望される方で、通常給付も対象となる方については、通常給付の申請時期に再度申請が必要となります。なお、通常給付においても対象となる方でお急ぎでない場合は、通常給付申請時期に1回だけ申請することも可能です。

【提出先・お問い合わせ先】

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7 富山県教育委員会県立高校課学事担当

電話番号：076-444-3448 FAX：076-444-4437 電子メール：akyoikumirai@pref.toyama.lg.jp

前倒し給付額

(年額の四分の一の額) (【 】は年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	8,075円【32,300円】		
非課税世帯	35,925円【143,700円】	12,625円【50,500円】	12,625円【50,500円】
年収約270万円以上～約380万円未満世帯			2,525円【10,100円】
多子世帯 (扶養する子どもが3人以上かつ 年収約380万円以上～約600万円未満世帯のみ対象)			

奨学のための給付金 前倒し給付 対象確認シート（国公立の場合）

はい → いいえ

保護者等の居住地は富山県ですか？

保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります

はい

いいえ

保護者等の居住地の都道府県にお問合せ下さい

令和7年度に、学校に入学していますか？

はい

いいえ

前倒し給付金非該当

4月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

はい

いいえ

保護者等全員の令和6年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税（0円）ですか？

（※生徒本人が専攻科に通う場合、上記金額が「105,500円未満」若しくは「264,500円未満かつ保護者等が扶養している子が3人以上」ですか？）

はい

いいえ

前倒し給付金非該当

扶養している高校生等は、専攻科の生徒ですか？

はい

いいえ

保護者等全員の令和6年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が課税（保護者等合計が100円以上）されていますか？

扶養している高校生等は、通信制の生徒ですか？

はい

いいえ

はい

いいえ

8,075円

全日制 定時制 通信制

生活保護受給世帯

2,525円

専攻科

上記（※）の専攻科に該当する世帯

12,625円

通信制 専攻科

非課税世帯

35,925円

全日制 定時制

※7月1日時点で、通常の奨学のための給付金の対象である場合について

①前倒し給付を申請し認定となった場合

- 上記の金額（年額の四分の一（4～6月相当額））が、8月下旬頃（予定）給付されます。
- 再度7月～3月分の申請を行う必要があります。（申請については後日お知らせします。）
- 7月～3月分の給付額は、7月1日時点の給付額（年額）から上記金額（4月～6月相当額分）を差し引いた金額が11月下旬頃（予定）給付されます。

②前倒し給付の申請を希望せず、7月以降に申請を行う場合

- 7月1日時点の給付額（年額）が、11月下旬頃（予定）給付されます。
- 令和6年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割は定額減税が適用されるため、前倒し給付のみ対象となる場合がありますのでご注意ください。

※7月1日時点で、通常給付の対象でない場合は、前倒し給付を必ず申請してください。